



うんてんめんきょ  
1 運転免許

うんてんめんきょ ゆうこうきかん じゅうしょへんこう  
1-5 運転免許の有効期間・住所変更

うんてんめんきょ ゆうこうきかん しっこう  
(1) 運転免許の有効期間と失効

うんてんめんきょ ゆうこうきかん めんきょしょう こうふび かいめ たんじょうび げつご あと めんきょしょう  
運転免許の有効期間は、免許証の交付日から3回目の誕生日の1ヵ月後までです。その後は免許証  
ほゆうきかん いはん うむ ねん ねん こうしん こうしんきかん ちか うんてんめんきょこう  
の保有期間や違反の有無により、3年または5年ごとの更新となります。更新期間が近づくと「運転免許更  
しん うんてんめんきょしょうこうしんつうちしょ ゆうそう じゅうしょ か ばあい けいさつ じゅうしょへん  
新のお知らせ(運転免許証更新通知書)」のはがきが郵送され(住所が変わった場合、警察にも住所変  
こう とどけで こうしん れんらく とど してい うんてんめんきょ けいさつしよ  
更の届出をしておかないと、更新の連絡はがきは届きません)、指定の運転免許センター、または警察署  
こうしん てつづき こうしんじ てきせいけんさ こうしんじこうしゅう う  
で更新の手続をします。更新時には適性検査と更新時講習を受けることになります。  
こうしん わす うんてんめんきょ しっこう むこう あら めんきょしけん う なお  
更新するのを忘れると運転免許が失効(無効)となり、新たに免許試験を受け直さなければなりませんから、  
ちゅうい  
注意しましょう。

じゅうしょ か  
(2) 住所が変わったら

じゅうしょ か うんてんめんきょしょう か じゅうしょち へんこうてつづき ひつよう あたら  
住所が変わったときは、運転免許証に書かれた住所地の変更手続をする必要があります。新しい  
じゅうしょ しょうめい がいこくじんとうろくしょうめいしょ けんこうほけんしょう も てんきよさき けいさつしよ うんてん  
住所を証明するもの(外国人登録証明書、健康保険証など)を持って、転居先の警察署もしくは運転  
めんきょ てつづき  
免許センターなどで手続をしてください。